⑵1　本工事は、熱中症対策として日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う試行工事である。
⑵2　本工事は、見積参考資料の参考事項として一部の単価を公表する試行工事である。
⑵3　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionの取り組みにおいて、ＢＩＭ／ＣＩＭ（Building／Construction Information Modeling, Management）を導入することにより、ＩＣＴの全面的活用を推進し、ＢＩＭ／ＣＩＭモデルの活用による建設生産・管理システム全体の課題解決及び業務効率化を図ることを目的とするＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。
⑵4　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。
⑵5　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしているものにより構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、沖縄総合事務局が別途公示する手続きに従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者又は、次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格業者又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であること。

なお、特定ＪＶの構成員は最大３社とする。

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち「鋼橋上部工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　単体有資格業者、経常ＪＶ、特定ＪＶの代表者及び特定ＪＶの代表者以外の構成員は、下記に示す要件を有すること。
㋐　単体有資格業者は、平成20年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
㋑　経常ＪＶにあっては、構成員の１社以上が、平成20年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。
㋒　特定ＪＶを２社または３社とする場合の代表者は、平成20年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①～⑤の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、平成20年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、次に掲げる①と⑥の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること。

上記㋐～㋒の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。

①　道路橋（Ａ活荷重又はＴＬ－20以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通は除く。）であること。
②　橋梁型式が単純鈑桁橋を除く鋼橋の連続橋であること。ただし、単純鋼床版鈑桁橋は施工実績として良い。
③　最大支間長が25m以上であること。
④　架設工法が下記の工法以外の施工実績。
・トラッククレーン工法
・トラッククレーンステージング工法（クローラークレーン含む）
⑤　供用中の道路（都道府県道以上）の交通規制を伴う工事であること。
⑥　橋梁型式が鋼橋であること。

ただし、上記の①～⑤及び①と⑥は同一工事であること。

当該実績が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）のうち上記に示す実績にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

⑸　単体有資格業者、経常ＪＶの構成員、特定ＪＶの代表者、特定ＪＶの代表者以外の構成員は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。また、配置予定技術者が、現在他の工事に従事している場合、専任を要する期間において当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②㋐　単体有資格業者の配置予定技術者にあっては、平成20年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑷①～⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。
㋑　経常ＪＶの配置予定技術者にあっては、構成員の１社以上が、平成20年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑷①～⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。
㋒　特定ＪＶを２社または３社とする場合の代表者の配置予定技術者にあっては、平成20年４月１日から技術資料等の提出期限日までに、上記⑷①～⑤に掲げる工事の経験を有する者であること。代表者以外の構成員の配置予定技術者にあっては、同種工事の経験を求めない。
㋓　上記㋐～㋒の施工実績について、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により工事の一時中止等を行ったことにより完成しない工事等については評価の対象とする。
㋔　当該工事の経験が沖縄総合事務局開発建設部又は国土交通省が発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。）に係る経験である場合において、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
㋕　配置予定技術者が、評価対象期間に産前休業、産後休業、育児休業、介護休業を取得していた場合は、その取得期間と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる（詳細は入札説明書による。）。
③　配置予定監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
④　配置予定の主任技術者及び監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係がある者とする（詳細は入札説明書による。）。
⑤　「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（試行）」又は「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（改正）」において定められた在籍出向の要件に適合しない場合又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。また、当該要件に適合しない者を監理技術者等として配置していることが確認された場合は契約を解除する。
⑥　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
⑹　沖縄総合事務局開発建設部が発注した工事（港湾空港関係を除く。）で当該工種における過去２年度の工事成績評定点の平均点が２年連続で60点未満でないこと。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から、「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和60年８月６日付け総会計第642号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者（出向元及び派遣元含む。）と資本若しくは人事面（出向及び派遣含む。）において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照。）。
⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照。）。